

# 平成28年度の福岡支部の収支について

---

## 1. 支部別収支作成の目的

- 平成28年度における都道府県別医療費等の実績が明らかになったことから、この実績を用いて、平成28年度の各支部における収支差を算出しました。
- 平成28年度の都道府県単位保険料率は、2年前の平成26年度の実績の医療費や総報酬額をもとに収支を見込んだうえで算定していますが、今回の支部別収支の収支差は、**医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表したもの**になっています。
- **支部別収支の収支差は、2年後の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することとされており、この精算すべき額を算出することを目的**としています。
- 平成28年度の支部別収支差がプラスの場合は、平成30年度の保険料率算定時にその額を収入にプラスすることになり、**保険料率を引き下げる方向**に働き、逆に**マイナスの場合には**、その絶対値を支出にプラスすることになりますので、**保険料率を引き上げる方向**に働くこととなります。

(今回の支部別収支の収支差は、平成30年度の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することになります。)

次ページに、全国の収支と福岡支部の収支について掲載いたします。

# 平成28年度決算見込みに基づく福岡支部における収支差：②福岡支部の収支差

## 2. 福岡支部の収支差

(百万円)

	収 入						支 出														収支差			
	保険料収入		その他収入		計		医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)						現金給付費等 (国庫補助を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を除く)	業務経費 (国庫補助を除く)	一般管理費 (国庫負担を除く)	その他支出	平成26年度の 収支差の精算	特別計上分 (業務経費の 別補)	計	計	全国平均分	地域差分	
	一般分		債権回収 以外	債権回収			医療給付費 (国庫補助 を除く) (A)-(B)	年齢調整額	所得調整額	激変緩和	医療給付費 (国庫補助を除く) (A)	波及増分 (国庫補助を除く) (B)												
全国計	8,414,171	8,410,702	17,878	7,193	10,685	8,432,049	4,339,502	4,339,502	4,341,333	1,831	0	0	0	383,629	3,042,757	107,553	31,244	28,629	0	69	7,933,382	498,667	498,667	0
福岡	394,784	394,623	926	334	592	395,710	207,086	224,588	224,588		1,177	▲11,665	▲7,014	17,820	141,339	4,996	1,451	1,330	▲1,899	0	372,123	23,587	23,164	423

- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を出す支部。  
 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。  
 3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成28年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。  
 4. 「平成26年度の収支差の精算」は、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。  
 5. 国の年金特別会計に係る分及び東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B)が暫定値であるため、数値は今後変わらうる。

① ② ③

### ➤ 収支差にかかる内容について

- ① 全国平均の収支差②と福岡支部の収支差③を合わせた額：約235億8,700万円
- ② 全国の収支差(約4,987億円)を総報酬按分した額：約231億6,400万円
- ③ 平成30年度保険料率算定時に精算すべき額：約4億2,300万円

平成30年度保険料率算定時に  
収入にプラスされる



福岡支部における平成28年度の地域差分約4.2億円は、平成30年度保険料率算定の際には、平成28年度の総報酬額での計算で約0.01%の料率引き下げに働くこととなる。